

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

株式会社アイデアラボでは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (令和3年2月1日改正)」に基づき、弊社における公的研究費を適正に管理するために以下の取り組みを行います。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費を適正に運営および管理すること、また適切な職務遂行を行えるように、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を以下のように定めます。

- ・最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、代表取締役を充てる。不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- ・統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な権限と責任を持つものとし、コンサルティング事業部 部長を充てる。
不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者へ報告する。
- ・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費業務に関わる社員および事務取扱者等のコンプライアンス教育、啓発活動を行うものとしコンサルティング事業部 コンプライアンス推進室室長を充てる。統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ報告する。
- ・内部監査室は、最高管理責任者の直管的な組織として位置づけ、内部監査マニュアルを基に公的研究費業務に関わる社員へのヒアリング等を行うものとする。
- ・監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から不正防止計画を確認し、直接意見を述べることとする。

2. 適正な運営・管理基盤となる環境の整備

公的研究費の使用にあたり、自社で定める規程等を遵守するとともに、職務権限の明確化、取引先を含む関係者の意識向上、相談窓口・不正告発窓口の設置、公的研究費の適正な運営・管理のための基盤整備を行い、コンプライアンス教育や啓発活動の実施により、意識の向上を図ります。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画等の策定・実施

公的研究費の不正使用防止を図るため、権限の明確化、コンプライアンス教育・啓発活動の実施、公的研究費に関するモニタリングの実施、機関内における不正防止計画や外部業者との取引方針を策定し実行します。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

物品などの購入・納品、出張旅費関連の確認や管理は原則事務担当者が担当し、関係書類の整備、公的研究費の使用状況、残高管理は公的研究費業務担当者には行わせません。また、不正取引に関与した業者に対しては取引停止処分等の処分を行います。

5. 情報発信・共有化の推進

弊社の公的研究費に関する基本方針や各規程は、ホームページにて公表します。また、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置します。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な運営・管理、不正使用の発生を最小にすることを目指し、以下を整備して実施します。

- ・事務担当者による公的研究費の支出に関するモニタリング
- ・事務担当者、不正防止計画推進部門、統括管理責任者の三者連携によるモニタリング
- ・内部監査部門によるリスクアプローチ監査
- ・モニタリングやリスクアプローチ監査を通じて把握された不正発生要因に応じて不正防止計画や監査計画の見直しをおこない、機関全体として同様のリスクが発生しないように社員へ周知徹底します。

7. 文部科学省や配分機関への対応

文部科学省および配分機関から調査等の実施要請が出された際に、調査等の内容に応じた協力をします。